喫煙所を設置する際には、受動喫煙が生じないよう配慮してください。

健康増進法では、喫煙する際や喫煙できる場所を設置する際には受動喫煙を生じさせないよう配慮する義務の規定があります。 これは、屋外や家庭など法の規制対象外の場所においても配慮を求めるものですので、施設利用者の方にも周知をお願いします。

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」

厚生労働省労働基準局において、事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図る 厚生労働省 職場における受動喫煙防止対策 検索 ため策定されました。従業員のいる事業所の方は、こちらもご確認ください。

Q. 標識はどこに掲示したらよいですか?

施設内に喫煙ができる室を設けている場合は、施設 の主たる出入口のわかりやすい場所及び喫煙ができる 室の出入口付近にそれぞれ標識を掲示してください。

O. 個室の飲食スペースや宴会場は?

望まない受動喫煙を防ぐ観点から、多数の方が使う 場所であるため、禁煙となります。その場所を利用する 方が求めても、灰皿などの喫煙器具や設備等を提供す ることは義務違反となります。

屋外での喫煙はできますか?

第二種施設の屋外は健康増進法では規制対象外で すが、事業者が喫煙できる場所を設置する際には、受 動喫煙を生じさせないよう配慮する義務が規定され ています。施設内を禁煙とした場合には、屋外であっ ても出入口付近を避け、歩行者・近隣住民などに受動 喫煙が生じないよう配慮してください。

なお、屋外に灰皿等を設置すると、施設利用者以外 の方の使用も考えられトラブルの原因にもなります。

加熱式たばこなら、宴会場などでも 使用できますか?時間分煙は可能ですか?

原則、屋内禁煙となりますが、宴会をする場所が施設 全体の一部分であり、技術的基準を満たしていれば、加 熱式たばこを喫煙しながら飲食できます。

なお、その場所は20歳未満の方(従業員を含む)は立 入禁止の「指定たばこ専用喫煙室」となり、日によって 禁煙とすることなどはできません。

禁煙の場所を時間によって喫煙可とする[時間分煙] は認められません。喫煙可の場所を時間によって禁煙とす ることはできますが、施設の取扱いは変わらず、喫煙可の 場所は禁煙時間中も20歳未満の方(従業員を含む)は立 入禁止です。

随時、事業者向け情報を掲載します 北海道 たばこ



↓ご不明な点はこちらへ

飲食店等営業許可日が2020年 4月1日以降の飲食店はどうなりますか?

既存特定飲食提供施設には該当しないため、屋内禁 煙・喫煙専用室の設置・指定たばこ専用喫煙室の設置の いずれかを選択します。(たばこの販売許可をもつ場合 はお問い合わせください)

お問い合わせ先

所在地の道立保健所 URL:

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm



mail: hofuku.kenkou@pref.hokkaido.lg.jp

メールには、「①事業者名及び担当者名 ②お聞きになりたい内容 ③電話番号及びお電話がつながる時間帯 を記載してください。順次、ご連絡いたします。

令和元年12月 作成

北海道 保健福祉部 健康安全局 地域保健課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 代表TEL 011-231-4111(開庁日8:45~17:30) 内線TEL (25-533 / 25-515) FAX 011-232-2013

北海道からのお知らせく

事業者のみなさま 今和2年2月14日 発行

-2020年4月1日からの受動喫煙対策について~

健康増進法の改正により、受動喫煙防止は施設管理権原者等の責務となります。 飲食店など多数の方が利用する施設は、2020年4月1日から原則屋内禁煙に、 喫煙可能な場所には20歳未満の方は立入禁止となります。

改正健康増進法の基本的な考え方

重要です

2. 子ども、患者等に特に配慮しましょ



1. 望まない受動喫煙をなくしましょう



3.施設の類型・場所ごとに対策が必要です





規制の対象となる「たばこ」

たばこ葉を燃焼又は加熱するたばこ製品 対象

例) 紙巻たばこ、葉巻、パイプ、加熱式たばこなど ※健康増進法における「指定たばこ」は、 「加熱式たばこ」と定められています。 (例: IQOS、PloomTECH、gloなど)

左記以外のたばこ

※葉たばこを原料としない、いわゆる「電子たばこ」は 規制の対象外ですが、施設におけるルールとして 使用を禁止するなどの対応が可能です。

施設の管理権原者等に課せられる主な義務

- 屋内に喫煙可能な場所を設置する際、その旨を示す標識を掲示する義務
- 2 喫煙可能な場所からのたばこ煙の流出を防止するための基準に適合させる義務
- 喫煙禁止場所に喫煙器具、設備等の設置をしない義務
- 喫煙場所を設置する際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう配慮する義務
- 喫煙室内へ20歳未満の方(従業員を含む全ての方)を立ち入らせない義務
- 喫煙目的室及び喫煙可能室設置施設の営業に関する広告・宣伝は明瞭かつ正確に喫煙環境を表示する義務
- ※1~3の義務違反があった場合、指導に応じないなどの悪質な違反者には、罰則(過料)が適用される場合があります。

住民等から道立保健所へ、違反が疑われる施設についての情報提供があった場合、道立保健所が状況の確認(電話での問い合わせ や店舗、事業所等への立入検査等)を行います。

道立保健所が行う立入検査では、受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し、調査や質問をしたり、関係書類を確認すること があります。立入検査への対応も、管理権原者等の責務(応じない場合は罰則適用される場合あり)ですのでご協力をお願いします。

以下の全てに該当し、2020年4月1日以降も店内で喫煙しながら 飲食可能な店として営業する場合は、届出が必要です

- ① 2020年3月31日以前に飲食店等営業許可あり
- 備を設けて客に飲食をさせる営業を行っている
- ② 客席面積が100㎡以下
- ③ 資本金または出資の総額が5,000万円以下

「喫煙可能室設置施設届出書」を「店舗所在地の道立 保健所」へ提出してください。(郵送可)

施設の分類や喫煙環境など詳細はこちら



第二種施設及び喫煙目的施設の分類

施設ごとの喫煙環境等及び管理権原者等の責務

「多数の方が利用する」とは、2 人以上の方が同時に、または入 れ替わりで利用することです。 個室で1人の方にだけサービス する店でも、人が入れ替わるの で「多数の方が利用する」に該当 します。

いいえ

②、③に加え、⑧、⑨も選 択可能です。

店内で喫煙可能な たばこ販売店

※販売している商品の約5 割以上がたばこ又は専ら喫 煙に供する器具である店

⑧喫煙目的室を設置し、

喫煙が可能ですが、喫煙 できる場所に20歳未満 (注2)は立入できません。

※喫煙目的室には構造及 び設備の技術的基準あり

※店全体を<a>⑨喫煙目的店とした場合は、20歳未満

(注2)は入店不可

ハいえ

②、③に加え、⑥、⑦も選択 可能、またA~Cに該当す る場合は④、⑤も選択可能 です。

喫煙を主目的とするバー やスナックなど

⑥喫煙目的室を設置し、

喫煙しながらの飲食が可能ですが、喫煙できる場所に20歳未満(注2)は立入できません。

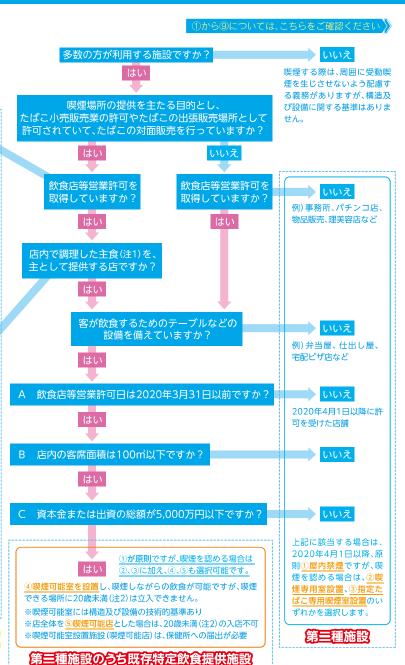
※喫煙目的室には構造及び設備の技術的基準あり※店全体を⑦喫煙目的店

とした場合は、20歳未満 (注2)は入店不可

喫煙目的施設

(注1)「主食」:社会通念上、主食 と認められる食事(米飯類、パン 類、麺類等が主に該当する)

(注2) 20歳未満には従業員も含みます



(飲食店のみの経過措置)

	第二種施設 (オフィス、事務所、飲食店など多くの施設) ※学校・病院・児童福祉施設等、行政機関を除く					喫煙目的施設 (喫煙することを主目的として要件を満たす施設)			
○:可·要 ×:不可·不要 △:一部該当 一:該当しない	屋内禁煙	② 喫煙 専用室 設置施設	③ 指定 たばこ専用 喫煙室 設置施設	④ 喫煙 可能室 設置施設 (飲食店)	⑤ 喫煙可能店(飲食店)	⑥ 喫煙 目的室 設置施設 (飲食店)	⑦ 喫煙 目的店 (飲食店)	8 喫煙 目的室 設置施設 (たばこ販売店)	9 喫煙 目的店 (たぱこ販売店)
施設内の 一部に 喫煙室設置	_	0	(店全体での指定	0	_	0	_	0	_
屋内全体を 喫煙可と 扱う施設	-	×	たばこの使用は不可)	×	0	×	0	×	0
喫煙室内 での飲食	_	×	0	0	0	△(主食を除		_	-
喫煙室の 技術的基準 の適合	-	0 %	0 %	0 %	▲ (店以外の場所 との区画は必要)	0 %	○ ※(構造による ため個別に判断)	0 %	○ ※(構造による ため個別に判断)
20歳未満の 立ち入り (従業員含)	0	〇 (喫煙室は不可)	〇 (喫煙室は不可) (昼は禁煙・夜は喫煙			○ (喫煙室は不可) る施設は、個別にお問	い合わせください)	〇 (喫煙室は不可)	×
施設 出入口の 標識	― 義務はありませんが 表示が望ましいです	0	0	0	0	0	0	0	0
喫煙室 出入口の 標識	_	0	0	0	_	0	_	0	-
広告や 宣伝等に 明示	×	×	0	0	0	0	0	0	0
保健所への届出	×	×	×	0	0	×	×	×	×
関係書類等 の保存	×	×	×	O (それ	でれの施設種別	○ 別において要件通	○ 適合を確認でき	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(

※ 喫煙室外への煙の流出防止措置(技術的基準)

- 1 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること (扉がある場合は、開放した状態での開口面の気流を測定する)
- 2 たばこの煙(加熱式たばこの蒸気を含む)が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないように壁・天井等により区画すること
- 3 たばこの煙が施設の屋外に排気されていること
- ○施設内が複数の階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能です(フロア分煙)。加熱式たばこ専用のフロアでは飲食等もできますが、たばこ葉を燃焼させるたばこの喫煙(紙巻たばこ等)も認める場合は、喫煙以外の行為はできません。○技術的基準にも経過措置があります。詳細はお問い合わせください。